

# 大牟田市健康福祉総合計画策定等支援業務に係る

## 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、大牟田市健康福祉総合計画策定等支援業務委託業者を選定するため提出を求める企画書等の作成及び提出について、必要な事項を定める。

### 1. 業務の名称

大牟田市健康福祉総合計画策定等支援業務

### 2. 業務の目的

本業務は、現在運用中の大牟田市健康福祉総合計画が、令和8年度で計画期間の満了を迎えることから、令和9年度以降の大牟田市健康福祉総合計画の策定を支援することを目的とする。

策定にあたっては、分野を横断した施策に取り組むため、基礎調査も多岐にわたることから、サポートが必要であり、契約の相手方となる委託事業者を選定し、委託事業者の情報収集力や課題分析力等のノウハウを活用し、最も効率的な策定の遂行が望ましいことから、公募型プロポーザル(以下、「プロポーザル」という。)による募集及び選定を行う。

### 3. 業務の概要

別紙「大牟田市健康福祉総合計画策定等支援業務仕様書(以下、「仕様書」という。)のとおりに。

### 4. 履行機関

契約日から令和9年3月31日まで

(令和7年度:契約日から令和8年3月31日)

(令和8年度:令和8年4月1日から令和9年3月31日)

なお、契約は、令和7、8年度の2年間の契約を行い、委託料については、各年度に1回ずつ支払うこととする。

### 5. プロポーザル提案上限額 (金額はいずれも消費税及び地方消費税の額を含む。)

「11,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)」

令和7年度:6,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

令和8年度:5,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

※なお、この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)の改正等によって消費税額に変動が生じたときは、国及び県、その他地方公共団体の取扱いを参考に受託者と協議し決定する。

## 6. 選定方法

プロポーザル方式(公募型)とする。

## 7. 参加資格要件

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申請又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から契約の締結日までに、大牟田市指名停止等措置要綱の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 日本国内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、必要に応じて本市に訪問可能なこと。
- (6) 事業主又は役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 仕様書に記載している事項を満たすこと。

## 8. 参加表明手続き

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、以下により参加表明手続きを行う。

なお、提出書類の不備、参加資格が確認できないものについては、参加表明書を受理しない。

- (1) 提出書類 各1部
  - ① 参加表明書(様式第2号)
  - ② 会社概要報告書(様式第3号)
  - ③ 業務実績書(様式第4号)
  - ④ 参加表明時提出書類一覧表(別紙1)

※参加表明書の提出時点では、「7. 参加資格要件」は提案者自身の責任において確認すること。ただし、最優先交渉権者に決定した提案者については、決定後に参加資格要件を証する書類の提出を必要とする。なお、参加資格要件を満たさな

い場合は失格となる。

(2) 提出期限

令和7年5月20日(火) 17時必着

※持参の場合は土曜日・日曜日・祝日を除く

(3) 提出方法

持参(※1)又は郵送(※2)

※1 持参の場合は、事前に日時を連絡すること。

※2 郵送の場合は、受付日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

(4) 提出先

〒836-8666 大牟田市有明町 2 丁目 3 番地

大牟田市 保健福祉部 福祉課(総務企画担当)

電話番号 0944-85-0470

(5) 参加表明書の受理

参加表明手続きを行った事業者に対し、令和7年5月27日(火)までに、参加表明書の受理又は受理しなかった旨をプロポーザル参加資格確認結果通知書(様式第6号)により通知し、参加表明手続きは完了とする。

なお、通知は電子メールにて行う。

(6) 参加表明書受理後の辞退

参加表明書が受理された後に本プロポーザルを辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届出書(様式第7号)を提出すること。

## 9. 企画提案書等の提出

参加表明手続きが完了した事業者は、以下により企画提案書等の書類を提出する。なお、提出書類に不備がある場合は受理しない。

(1) 提出書類

① 企画提案書類届出書(様式第9号)

② 企画提案書(様式自由)

③ 価格提案書(様式第10号)

④ 提案価格の明細(様式自由)

⑤ 電子データ(DVD-R)

提出する書類の電子データをDVD-Rに格納し提出すること。

※事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないこと。

(2) 提出期限

令和7年6月13日(金) 17時必着

(3) 提出方法

持参(※1)又は郵送(※2)

※1 持参の場合は、事前に日時を連絡すること。

※2 郵送の場合は、受付日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

(4) 提出先

〒836-8666 大牟田市有明町 2 丁目 3 番地

大牟田市 保健福祉部 福祉課(総務企画担当)

電話番号 0944-85-0470

(5) 企画提案書の内容

別紙仕様書等の記載内容を十分に理解したうえで、本市の地域共生社会の実現に最適な計画策定ができるよう支援するための企画提案書を作成すること。

なお、企画提案書の作成に当たっては、以下の項目ごとに提案内容をまとめることとし、提案価格に含まれない記載事項はその旨を記載すること。また、20 ページ以内で作成し、提出期限以降の追加は受理しない。ソフト形式は任意とする。

提案項目	内容
A. 業務実績	・ 過去3年間における同種・類似の業務実績 ※個別計画、複数計画を統合した福祉系総合計画などの策定実績 ・ アピールポイント
B. 計画策定業務に係る実施体制	・ 責任者による管理方針、管理体制（進捗管理など） ・ 本市が担うべき作業との役割分担 ・ 実施方針（作業期間、作業内容、作業量、担当を明確にしたスケジュール） ・ 本市からの問い合わせ対応体制
C. 国の基本指針等への理解	・ 最新の国の動向等 ・ 包含している個別計画の趣旨・目的への理解
D. 現行計画の趣旨への理解	・ 現行計画について、良い点・改善すべき点への見解 ・ 改善すべきと考えられる点についての具体的な対策案の内容
E. 先見性	・ 国の基本指針等を踏まえたうえで、現時点で考えられる適切な次期計画の重点テーマを提案できるか。
F. 論点整理	・ 幅広い分野の論点を整理する手法やポイント ・ 地域共生社会を実現する観点から、課題を焦点化し、論点を整理できるか。
G. 本市の地域性への理解	・ 本市の特徴（人口、高齢化率、医療・介護施設の数、関係機関等との関係性、本市が重視してきた福祉施策など）への理解度と、今後重視すべきと考えられる施策の展望
H. 基礎調査の実施方法	・ 効果的な調査のポイント、手法
I. その他	・ 計画内容の充実や、本市の業務改善等につながる独自の提案内容

(6) 提出書類の受理

提出書類の受理については、プレゼンテーションの開催通知とともに令和7年6月23日(月)までに事業者へ通知する。また、提出書類の不備など受理できなかったものについても、その旨通知する。いずれも電子メールにて通知する。

## 10. プレゼンテーションの実施

提案者が企画提案書の内容を補足し、提案内容等の質疑を行うためにプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時

令和7年7月1日(火)から4日(金)までの間に実施する予定。

(2) 時間配分

プレゼンテーションは質疑応答を含め、1提案者につき30分以内とする。

〈想定スケジュール〉

・企画提案書に係るプレゼンテーション 20分以内

・質疑応答 10分以内

(3) 内容

事前に提出された企画提案書に沿ってプレゼンテーションすること。

(4) その他

詳細については、プレゼンテーションの案内時に通知する。

また、必要な機器や費用等は、全て提案者が用意すること。

なお、実施会場、電源、机、椅子、スクリーンは市で用意する。

## 11. 質問の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問の提出及び回答については、以下のとおり行う。なお、質問の提出書類については、参加表明書に関する質問は様式第1号、企画提案書に関する質問は様式第8号による。

(1) 参加表明書に関する質問(様式第1号)

令和7年5月12日(月)17時を質問提出の締切とし、令和7年5月15日(木)に回答する。

(2) 企画提案書に関する質問(様式第8号)

参加表明書が受理された事業者について、令和7年5月30日(金)17時を質問提出の締切とし、令和7年6月6日(金)に回答する。

(3) 提出方法

質問は、電子メールに限る。(提出後、受信の確認を電話によって必ず行うこと。)

(4) 提出先

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市 保健福祉部 福祉課(総務企画担当)

電話番号 0944-85-0470

(5) 回答

質問に対する回答は本市のホームページに掲載する。

回答内容は本実施要領等の追加又は修正と見なす。

なお、個別には回答しないこととし、回答に当たっては、質問者を匿名化する。

## 12. 欠格事項

本プロポーザルの全ての手続きにおいて、以下に該当することが認められた提案者は失格とする。

- (1) 提出書類等に虚偽の記載を行った場合
- (2) 本業務に携わる本市の職員、審査員及び守秘を課せられた業者等に公平性、公正性を損なう接触を行った場合
- (3) 提案者の間で、談合又は他の提案者の提案の妨げとなる行為等の不正を行った場合
- (4) 本プロポーザルに関連する法律、条例、規則等に反する行為、その他不誠実な行為が認められた場合

## 13. 審査の方法及び評価項目

審査の方法及び評価項目は以下のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルの審査は、大牟田市健康福祉総合計画策定業務委託業者審査委員会(審査委員5人)において行う。
- (2) 審査委員は、提案者の提案(価格提案書、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーション)について審査を行うこととし、評価基準(別紙2)に基づき、評価項目及び評価内容により提案者ごとに評価する。
- (3) 提案者ごとに、各審査委員の評価項目の評価点の合計(総合点)を算出する。100点を満点とするために、総合点を審査委員数で除し、小数点以下第一位を四捨五入する。この算出結果を提案者の得点とし、順位付けを行う。
- (4) 本プロポーザルの審査における最低基準点は50点とし、「(3)」により算出した評価点が、これを下回る者は交渉権者とはなれない。
- (5) 複数の提案者の得点が同点(最高点)の場合、評価基準の「評価項目3 企画内容 地域性への理解」、「評価項目3 企画内容 現行計画の趣旨への理解」、「評価項目3 企画内容 先見性」の順で各項目の評価点の小計が高い者から順位付けを行う。
- (6) 本プロポーザルにおいては、提案者が1者のみの場合も審査を行う。
- (7) 審査は提案者の名称を伏せて行う。提案者を特定できないように、企画提案書の作成及びプレゼンテーション時の発言に留意すること。なお、故意の場合を除き、罰則

については設けない。

#### 14. 審査結果の通知及び公表

審査結果については、提案者に評点と順位を「プロポーザル審査結果通知書(様式第11号)」により電子メールで通知するとともに、本市ホームページにおいて公表する。なお、審査結果について意義を申し立てることはできない。

- (1) 公表先 <https://www.city.omuta.lg.jp/kiji00320392/index.html>
- (2) 公表日 令和7年7月11日(金)

#### 15. 契約候補者の決定方法

- (1) 審査結果により、最優先交渉権者及び第2位交渉権者を決定し、最優先交渉権者と業務の内容(業務仕様書、契約書、契約に必要な図書類)を最優先交渉権者協議要領(別紙3)に基づき協議する。
- (2) 協議期間は概ね3週間とし、協議が合意に達した場合は、最優先交渉権者を契約候補者とし、契約手続きに移行する。
- (3) 協議が合意に達しない場合は、第2位交渉権者を最優先交渉権者とし、同様の協議及び手続きを行う。
- (4) 第2位交渉権者との協議が合意に達しない場合は、本プロポーザルでの契約候補者は決定しない。  
※本プロポーザルは提案者の順位を決定するためのものであり、提案の採用を決めるものではない。業務の内容等は交渉により決定する。

#### 16. スケジュール

プロポーザルのスケジュールは、下記の表に示すとおりとする。

なお、日程に変更が生じた場合は、速やかに本市ホームページで公表する。

日 程	項 目
令和7年4月30日(水)	公募の公告
令和7年5月12日(月)17時	参加表明書に関する質問の提出締切
令和7年5月15日(木)	参加表明書の質問に対する回答
令和7年5月20日(火)17時	参加表明書の提出締切
令和7年5月27日(火)	参加表明書の受理通知
令和7年5月30日(金)17時	企画提案書に関する質問の提出締切
令和7年6月6日(金)	企画提案書の質問に対する回答
令和7年6月13日(金)17時	企画提案書等の提出締切
令和7年6月23日(月)	企画提案書等の受理通知及びプレゼンター

	シヨンの案内
令和7年7月1日(火)～ 令和7年7月4日(金)	プレゼンテーション
令和7年7月11日(金)	審査結果の通知及び公表

## 17. その他

- (1) 契約候補者は契約金額の100の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、大牟田市契約規則第23条の2各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (2) 契約候補者は、契約の締結に際して、本市に暴力団排除条例等を承諾した旨の「誓約書」を提出しなければならない。
- (3) 提出された資料については返却しない。なお、本プロポーザル以外の目的には使用しない。
- (4) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- (5) 本提案に係る資料等の作成及び提出に必要な費用は、提案者の負担とする。

【問合せ先】 〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地  
大牟田市 保健福祉部福祉課  
担当：村上

TEL：0944-85-0470 FAX：0944-41-2662

電子メール： e-fukushi01@city.omuta.fukuoka.jp